

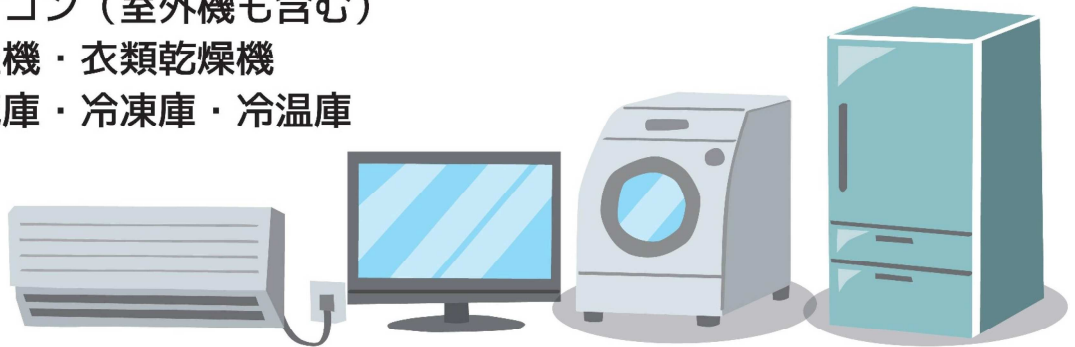
回収できないごみ

家電4品目

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）により、不要になった特定家電品は小売店等を通じてメーカーに引渡され、リサイクルすることが義務付けられています

対象となる家電

- テレビ
- エアコン（室外機も含む）
- 洗濯機・衣類乾燥機
- 冷蔵庫・冷凍庫・冷温庫



処理方法

買い替えの場合



新しい商品を買う小売店が引き取ります

廃棄する場合



その商品を買った小売店が引き取ります
買った店がない、分からない場合はお近くのお店にご相談ください

自分で持ち込み
する場合



郵便局・ゆうちょ銀行で家電リサイクル券を購入し
「指定取引場所」に直接搬入してください

処理・運搬を
依頼する場合



町許可業者に依頼してください

町許可業者

(株)高島衛生 岐南町平成6丁目110番地 058-248-0089

指定取引場所

自分で持ち込みする場合は、家電リサイクル券を購入し、最寄りの指定取引場所へ直接搬入してください

伊勢志摩陸運(有)岐阜営業所 岐南町伏屋3-224 058-214-2206

西濃運輸(株)六条倉庫 岐阜市六条大溝1-10 058-272-0155

一般財団法人
家電製品協会

家電リサイクル券センター

ホームページ <https://www.rkc.aeha.or.jp>



パソコン

資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）により、不要になったパソコンはメーカーに引き渡され、リサイクルすることが義務付けられています

対象となるパソコン

- デスクトップパソコン本体
- ノートパソコン本体
- モニター
(ブラウン管/液晶問わず)



処理方法

事前チェック

廃棄するパソコン
メーカーを調べる

メーカーに申込み

リサイクル受付に
申し込みをすると
エコゆうパック伝票
が送付される

リサイクルに出す

梱包したパソコンに
送られた伝票を貼り、
発送する

PC3R

一般社団法人
パソコン3R推進協会
<http://www.pc3r.jp>



野焼きは禁止です！

—— 次の場合を除き、野焼きは禁止です ——

- ◎国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ◎震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ◎風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ◎農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われている廃棄物の焼却
- ◎たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

近隣住民に迷惑となるような行為については、上記の場合であっても中止しなければなりません

危険なごみ等

タイヤ



オイル・塗料



消火器



LPGボンベ



モーターバイク



劇薬・農薬



バッテリー



ウォーターサーバー



- 危険なごみ等は絶対に混入させないようにしてください
- 可燃ごみや粗大ごみで出されたごみは、収集して破砕処理しています
その中に危険物が混入すると、収集車両や処理施設を損傷させたり作業に従事する者が負傷する恐れがあります
- それぞれの販売店・小売店などで相談し、引き取りを依頼してください
- 販売店などで引き取りができない場合は町許可業者に相談してください

一時的な多量ごみ

引っ越しや改築などにより一時的に排出される多量のごみは、可燃ごみや粗大ごみとして出すことはできません町許可業者に回収を依頼してください（有料）



〈町許可業者〉株式会社 高島衛生

岐南町平成 6 丁目 110 番地 058-248-0089



事業系ごみ

岐南町
からの
お願いです



事業系ごみは地域のごみ集積所に出せません!

事業系ごみは、県・町の定めたルールに従って、各事業所が責任を持ち処理を行ってください。地域のごみ集積所や自己搬入施設・エコステーションに出すことは出来ません。

「事業系ごみ」を地域のごみ集積所に出すと 不法投棄 として 罰せられる場合があります

産業廃棄物は事業系一般廃棄物として排出しないでください

事業系ごみ

事業系一般廃棄物

事業活動によって発生する廃棄物のうち産業廃棄物に該当しないもの

リサイクルできないごみは、許可業者に回収・処分を依頼するか、ごみ積替え施設（令和9年4月からは新しく開設されるごみ処理施設）に自己搬入してください

有料 10kg 毎に **200円**

回収費用は別途必要です

— 許可業者 —
株式会社 高島衛生
岐南町平成6丁目110番地
058-248-0089



産業廃棄物

事業活動によって発生する廃棄物のうち法令で定められているもの

処理については産業廃棄物処理業者に連絡・相談してください

一般社団法人岐阜県
産業環境保全協会

